

第50号議案

訴訟上の和解について

向日町簡易裁判所令和7年（ハ）第53号国家賠償請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

- 1 事件名 向日町簡易裁判所令和7年（ハ）第53号国家賠償請求事件
- 2 当事者 原告 長岡京市長岡一丁目在住の者
被告 長岡京市
- 3 和解内容
 - (1) 被告は、原告に対し、解決金として5,000円の支払義務のあることを認める。
 - (2) 被告は、原告に対し、前号の金員を、和解調書に定められる期日までに、原告の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
 - (3) 原告はその余の請求を放棄する。
 - (4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
 - (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 和解理由

本件については、本市の主張が一定受け入れられた内容となっていることから、和解しようとするものである。

(事件の概要等)

原告が長岡京市長岡一丁目20-19先市道を自動車で行っていたところ、タイヤがパンクした原因について、本件に先行して発生した事故により折損した市防犯灯柱の撤去後の道路管理に瑕疵があったとして、向日町簡易裁判所に国家賠償請求訴訟が提起された。本訴訟は、係属して以来、6回に及ぶ口頭弁論等を経てきたが、裁判所から和解の勧誘がなされたものである。